

1 第3回・4回 継続記帳講座

年額 5,000 円 | 予約必要

下記の通り、開催します。講座の詳細は2ページをご覧ください。

日 時	第3回 2019年 9月24日(火)・25日(水) 時間予約 第4回 2019年 11月11日(月)・12日(火) 時間予約
会 場	白勢第一ビルディング4階 相談室 (中央区本町通 8-1318)
持ちもの	帳簿、会計ソフトご利用の方はノートパソコン (ブルーリターン A はバックアップデータ可)
受講会費	年額 5,000 円
申 込 み	新潟市青色申告会 ☎025-224-9752 ✉airokai@poppy.ocn.ne.jp

2 あおいろスクール 全4回コース

参加費無料 | 予約必要

個人事業者に必要な記帳や税務手続きを、練習問題を使いながら説明します。

新しく会員になられた方、新規開業をされた方、経理を担当することになられた方、勉強をしたい方、どなたでも。

必要な回だけの参加も OK です。

※個別相談会ではございません

開催日程			会場
第2回 税制改正	2019年 11月25日(月)	午後2時～4時	東区プラザ 多目的ルーム②
第3回 年末調整	2019年 12月2日(月)	午後1時30分～3時	中央公民館 402 講座室 (クロスパルにいがた)
第4回 決算と申告	2020年 1月10日(金)	未定	未定

☑ 持ちもの 筆記用具、電卓

☑ 申 込 み 新潟市青色申告会 ☎025-224-9752 ✉airokai@poppy.ocn.ne.jp

第2回 | 税制改正

令和2年分より青色申告特別控除65万円が変わります。

手書きで決算書を作成されている方、会計ソフトで作成しているけどイータックスを利用していない方は、青色申告特別控除額が55万円になります。

また、消費税軽減税率制度に対応した記帳はできていますか？決算のとき、計算に困らないよう解決しておきましょう。税制改正は毎年行われます。昨年、本講座を受講された方も、「第2回 税制改正」は毎年受講されることをお勧めします。

第3回 | 年末調整

年末調整個別相談会に出席すれば、書類は作ってもらえるよね。

ですが資料が揃っていない場合、手続きはできません。年末調整ってなに？どんな書類を用意しておけばいいの？

年末調整は事前準備が必要です。しっかりと準備を整えておきましょう。

3 継続記帳講座に加入しましょう

年額 5,000 円 | 申込必要

次に該当される方は、ぜひ継続記帳講座に加入してください。

■1. 開催日指定の相談会に行くことができない

月 1 回の無料相談会は、開催日を指定させていただいております。

開催日以外での相談をご希望のときは、会員さんとお打ち合わせの上、別日程をご案内します。

■2. 決算申告相談会を待ち時間なく利用したい

継続記帳講座受講者様専用の相談日を設けてありますので、待ち時間は殆どございません。

■3. 早めに決算申告を終わらせたい

一般会員さんの決算申告相談会は 2 月中旬から。

継続記帳講座受講者様は、ひと足早く 1 月下旬～2 月上旬に終わらせることができます。

■4. 1 回あたりの相談時間が長くなる

会計ソフト導入の初年度や、手書きの試算表作成にお手伝いが必要な方。

通常の相談会は 1 回あたり 30 分の相談時間ですが、継続記帳講座は 1 時間のご用意がございます。

受講会費

年額 5,000 円 (決算申告相談会利用時の運営費 1,000 円を含みます)

お申込み

新潟市青色申告会 ☎025-224-9752 ✉aiorokai@poppy.ocn.ne.jp

4 事務所不在日のお知らせ

相談会等で事務所を留守にすることがございます。不在中は下記へお問い合わせください。

○税金に関すること

新潟税務署 ☎025-229-2151 (平日 9 時～17 時)

○ブルーリターン A に関すること

(株)ゼンアオイロ ☎03-3294-2306 (平日 9 時～17 時)

○小規模企業共済に関すること

中小企業基盤整備機構 ☎050-5541-7171 (平日 9 時～19 時)

9 月

3 日 AM、4 日、11 日～13 日

10 月

17 日、21 日

11 月

5 日 AM、25 日

※上記日時以外にも急ぎよ不在にすることがございます。お電話にてご確認の上、ご来所ください。

新潟陸運局指定 民間車検工場
各種自動車の修理・販売のご用は

(株)上松モータース

新潟市北区松浜新町 2-11

TEL 025 (259) 2447

FAX 025 (259) 2174

内山篤 税理士事務所
税理士
行政書士

内 山 篤

〒950-0075 新潟市中央区沼垂東 5-14-7

TEL 025 (243) 2251

FAX 025 (243) 0617

印章・ゴム印
関本印房

新潟市中央区沼垂東 1 丁目 7 番 11 号

TEL 025-243-2327

FAX 025-243-0332

<http://www.hancowa.jp/smt.html>

2020年分からご自分の事業所がどのように対応すれば良いのかわからない方、電子帳簿保存の承認申請書を提出したい方は、無料記帳相談会（3ページ下）をご利用ください。

55万円控除



<要件>

- ① 複式簿記で記帳
- ② 貸借対照表を添付
- ③ 期限内申告

<対象者>

手書きで記帳している方
会計ソフトを利用している方

<2020年分の対応>

今まで通りでOK

会計ソフトを
使ってるだけじゃ
ダメなのか…



65万円控除

どちらかを選択します

行政機関・金融機関に確定申告書の写しを提出される方はコチラを選択します

<要件>

- 左記①+②+③と
④ イータックスによる申告

<対象者>

手書きで記帳している方
会計ソフトを利用している方

<2020年分の対応>

青色申告会が開催する決算申告相談会へご来所ください。
当会にてイータックス用データに変換して送信します。

手書きで記帳している方・ブルーリターン A 以外の会計ソフトの方
手数料 4,000 円

ブルーリターン A 利用の方
手数料 2,000 円

ブルーリターン A を利用しマイナンバーカード持参の方
手数料 1,000 円

<要件>

- 左記①+②+③と
④ 電子帳簿保存

<対象者>

会計ソフトを利用している方

<2020年分の対応>

税務署へ電子帳簿保存の承認申請書を提出します。

※但し、この申請書は、「パソコン・プリンタ・会計ソフト」いずれかの買換えがあったとき、その都度提出が必要ですのでご注意ください

2020年分から適用を受けるには、

2019年9月30日までに提出→

2020年1月1日から電子データ保存スタート

※今回は特例があります

2020年の途中から電子データ保存をスタートした場合も、65万円控除適用となります。

2020年9月29日までに提出→

提出の3ヶ月後から電子データ保存スタート

税務・会計・相続・事業承継
成年後見サポートセンター

Art 税理士法人

～ まちを、ひとを、未来をアートする
ひらめきとこだわりが、未来をつくる ～

税理士 渡邊 信子 税理士 仲谷 正美
行政書士・FP

〒950-0916 新潟市中央区米山5番7号
tel 025-242-3201 fax 025-242-3202
<http://art-taxoffice.tkcfnf.com>

無 料

記 帳

相 談

会 場：白勢第一ビルディング4階 相談室
予約申込：新潟市青色申告会 ☎025-224-9752

9月18日(水)・10月15日(火)

領収証（請求書）

2019年10月15日

〇〇商店 御中

牛乳 [※] 540円

紙コップ 110円

合計 650円

(10%対象 110円)

(8%対象 540円)

[※]軽減税率対象品目

あおいろ商店 青色太郎

すべての方に必要なこと

自社が発行する請求書・領収証の記載にご注意ください。

① 軽減税率対象品目に[※]などの記号をつける

② 税率ごとに合計した税込金額を表示する

③ [※]などの記号が軽減税率対象品目であることを示す

課税事業者（2019年分消費税申告のある方）に必要なこと

集計表の作成が必要です。帳簿の記載にもご注意ください。

科目	年間 合計	非課税 のもの	1/1-9/30 8%	10/1-12/31 8%	10/1-12/31 10%
売上	円	円	円	円	円
仕入	円	円	円	円	円
租税公課	円	円	円	円	円
水道光熱費	円	円	円	円	円
旅費交通費	円	円	円	円	円
⋮					
合計	円	円	円	円	円

集計表

- ① 2019年分は、
〈9/30まで〉と〈10/1から〉
に区分して集計
- ② さらに、10/1からの分を
〈10/1から（8%）〉と
〈10/1から（10%）〉に
区分して集計

集計表は国税庁ホームページよりダウンロードできます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0019006-072_01.pdf

※簡易課税制度を選択されている方は、収入(売上・雑収入)の項目のみを区分し、さらに事業区分(第1種～第6種)ごとに集計します。

接待交際費

月	日	摘要	借方	貸方
10	5	××様へ開店祝金 (非)	10,000円	
10	15	△△商店 果物 ◎	2,160円	
10	20	××商事と会議 □□にて飲食代	3,300円	

帳簿

① 軽減税率対象品目に[◎]などの記号をつける

② [◎]などの記号が軽減税率対象品目であることを示す

◎軽減税率対象品目

※簡易課税制度を選択されている方は、収入(売上・雑収入)の項目のみ記号を記載し、さらに事業区分(第1種～第6種)の記号(①～⑥など)も記載します。